

各種公金の納付方法について

本市ではこれまで一部の公金について、コンビニエンスストア（以下、コンビニ）収納、スマートフォンアプリによる納付（以下、スマホ決済）を実施しておりますが、令和3年4月から新たに介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料等についても納付が可能になります。

これまでどおり、金融機関や市役所窓口での納付の他、ゆうちょ銀行・郵便局（東北6県に限る）でも納付が可能となります。

納付の方法を増やすことで市民の皆様の利便性の向上を図るとともに、併せて、コロナ禍の「新しい生活様式」に対応しようとするものです。

1. コンビニ収納・スマホ決済ができる税金や各種料金

●4月から追加される公金

- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・保育料等

○既に利用可能な公金

- ・市県民税（普通徴収）
- ・軽自動車税
- ・水道料金・下水道使用料
- ・固定資産税・都市計画税
- ・国民健康保険税

2. スマホ決済の利用方法

- ①利用者はアプリをダウンロードし、利用できる状態にする。
- ②アプリを起動して、各種納付書のコンビニ用バーコードを読み取り、支払金額が表示されたら決済する。
- ③納付完了

【利用できるスマートフォンアプリ】



PayB



PayPay



LINE Pay 請求書払い

※アプリ利用料、振込手数料はかかりませんが、通信料は利用者負担となります。

問合せ先

（介護保険料）：長寿社会課介護保険係 364-1204

（後期高齢者医療保険料）：保険年金課医療係 355-6519

（保育料等）：子育て支援課保育係 353-7797